

1. ふれあい・いきいきサロンとは？



ふれあい・いきいきサロンは、地域の身近な生活の場に高齢者や子育て家庭などの参加者が集い、レクリエーションや料理などの自由な活動をおこなう「楽しい仲間づくり」の活動です。活動の内容や運営は、参加者が企画・工夫して自主的におこない、交流をとおして、生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。

この事業は、サロンが実施主体となり、西条市社会福祉協議会が支援します。

2. 具体的な内容は？

- ・ 同じ地域で暮らす参加者が協働して企画し、内容を決めます。サロンの種類や内容は、次のようなものがあります。

サロンの種類

- (1) 高齢者を中心とするサロン
- (2) 障がい者を中心とするサロン
- (3) 子育て家庭を中心とするサロン
- (4) 世代交流を中心とするサロン

サロンの内容

- ① 参加者が食事を作り会食
- ② レクリエーション（歌、演奏、ゲームなど）
- ③ 健康づくり（健康相談、健康体操など）
- ④ おしゃべり会（座談会、茶話会など）
- ⑤ 季節の行事（花見、紅葉狩りなど）
- ⑥ その他



参加者が気軽に集まり、楽しく過ごせるサロンを実施しましょう！！

3. 具体的な実施方法は？



(1) 対象者

- ・ 各サロンで決めた地域に居住する方で、1サロンの参加者は、原則として5名以上とします。
- ・ また、サロンの運営に必要な世話人を2名以上、そのうち代表世話人を1名置いてください。

(2) 実施場所

- ・ 参加者が歩いて集まれる場所で、原則として地域の公民館、集会所などの公共施設を使用してください。公共施設の使用が難しい場合は、民家などの使用やメニューに応じて有効な場所を使用してください。

(3) 実施回数・時間

- ・ 原則として月1回以上の開催を定期的におこなってください。
- ・ また、1回の実施時間は、概ね3時間以上とします。

(4) 会費・参加費

- ・ 会費または参加費は、必ず徴収し、自主財源を確保してください。





4. サロン事業の助成金は？

- ・サロン設立時に5,000円、また、事業を月1回以上定期的に実施した場合、月1,000円を助成します。

5. 手続きは？

- ・設立を希望されるサロンの代表者は、設立時に必要な書類を社会福祉協議会に提出してください。
- ・また、年度末にサロン事業の報告書類を提出していただくことになっています。

* **サロン設立時書類**：設立時助成金交付申請書、設立届出書、事業計画書、収支予算書、参加者名簿、地域交流活動等助成金関係書類など

* **事業報告書類**：事業助成金交付申請書、事業実績報告書、収支決算書など



お問い合わせ・ご相談は、市社協又は支部社協まで



本所 西条市社会福祉協議会

〒799-1371 西条市周布 606-1

☎ (0898) 64-2600

西条支所

〒793-0041 西条市神拝甲 324-2

☎ (0897) 53-0873

東予支所

〒799-1371 西条市周布 606-1

☎ (0898) 64-2600

丹原支所

〒791-0508 西条市丹原町池田 1733-1

☎ (0898) 76-2433

小松支所

〒799-1101 西条市小松町新屋敷乙 48-1

☎ (0898) 72-6363

西条市

ふれあい・いきいきサロン事業

しおり

地域で安心していきいきと生活するために・・・

気軽に・無理なく・楽しく「ふれあい・いきいきサロン」はじめませんか？



社会福祉法人
西条市社会福祉協議会